



Destination Sustainability Report 2023

日本版持続可能な観光ガイドラインJSTS-Dに基づく
弟子屈町のサステナビリティ調査結果

一般社団法人TESHI-COLOR

目次

評価メンバー及びアドバイザー-----	3
持続可能性の評価結果（概要）-----	4
SECTION A：持続可能なマネジメント（一覧）-----	5
SECTION B：社会経済のサステナビリティ（一覧）----	6
SECTION C：文化のサステナビリティ（一覧）-----	7
SECTION D：環境のサステナビリティ（一覧）-----	8
（各項目ごとのアセスメント結果）	
SECTION A：持続可能なマネジメント-----	9
SECTION B：社会経済のサステナビリティ-----	30
SECTION C：文化のサステナビリティ-----	41
SECTION D：環境のサステナビリティ-----	50

評価メンバー及びアドバイザー

評価メンバー

木名瀬 佐奈枝

一般社団法人TESHI-COLOR 代表理事
サステナビリティ・コーディネーター

[資格・経験]

総合旅行業務取扱管理者／北海道知事登録旅行サービス手配業
GSTC Sustainable Tourism Training Program 修了
GSTC Professional Certificate in Sustainable Tourism 資格
2022年度「弟子屈町Sustainability Report 2022」作成

奥村 利之

一般社団法人TESHI-COLOR 理事

[資格]

GSTC Sustainable Tourism Training Program 修了

外部協力者

藤原 仁

てしかがえこまち推進協議会 エコツーリズム推進部会長
(事業者及びエコツーリズムに関する項目のヒアリング)

萩原 寛暢

てしかがえこまち推進協議会 人材育成部会長
(観光教育に関する項目のヒアリング)

守屋 憲一

一般社団法人摩周湖観光協会(地域DMO) 専務理事
(持続可能なマネジメントに関する項目のヒアリング)
GSTC Professional Certificate in Sustainable Tourism

アドバイザー

久保 竜太

株式会社かまいしDMC サステナビリティ・コーディネーター
観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン」アドバイザー
*本報告書内「アドバイザーからのコメント」欄を記載

高山 傑

GSTC公認講師／Green Destinations審査員／TravelifeTO審査員
国連世界観光機関APTECサステナブルツーリズム推進センター
委員／観光庁「日本版持続可能な観光ガイドライン」策定委員及
びアドバイザー
*本報告書内「アドバイザーからのコメント」欄を記載

持続可能性の評価結果

評価項目ごとの自己評価をふまえた持続可能性の達成度の判定

A	更新しながら適切に実施している	B	ある	C	現在、準備中である
D	今後、準備する予定である	E	ない	N/A	該当しない Not applicable

評価基準日の設定

- 評価は、2023年3月1日現在を基準日として判定を行っています。
- 小項目の各評価（A～E）の最も低い評価点が、中項目の評価点に採用されています。

各評価ページ（P9以降）には、アドバイザーからのコメントを掲載していますが、（再掲）と表示のあるものについては、昨年から変更がない項目です。特にコメントがいただけなかった項目もあり、その場合は空欄になっています。

	A	B	C	D	E	N/A
A: 持続可能なマネジメント	5	4	6	0	0	1
B: 社会経済のサステナビリティ	2	2	0	4	0	0
C: 文化のサステナビリティ	3	0	2	1	1	1
D: 環境のサステナビリティ	4	5	1	2	1	2

	A	B	C	D	E	N/A
本年評価	14	11	9	7	2	4
昨年評価	12	8	10	4	9	4

SECTION A：持続可能なマネジメント

※評価欄に記載の矢印（←/→）は、前年評価値からの変動を表しています。

	No	項目	評価
A(a) マネジメント の組織と 枠組み	A1	デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画	A
	A2	デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任	C ←
	A3	モニタリングと結果の公表	B
	A4	観光による負荷軽減のための財源	B
A(b) ステーク ホルダーの 参画	A5	事業者における持続可能な観光への理解促進	C
	A6	住民参加と意見聴取	C
	A7	住民意見の調査	A
	A8	観光教育	A
	A9	旅行者意見の調査	C ←
	A10	プロモーションと情報	B ←
A(c) 負荷と変化の 管理	A11	旅行者の数と活動の管理	C
	A12	計画に関する規制と開発管理	A
	A13	適切な民泊運営	N/A
	A14	気候変動への適応	C
	A15	危機管理	A ←
	A16	感染症対策	B

SECTION B：社会経済のサステナビリティ

※評価欄に記載の矢印（←/→）は、前年評価値からの変動を表しています。

	No	項目	評価
B(a) 地域経済への 貢献	B1	観光による経済効果の測定	D ←
	B2	ディーセント・ワークと雇用機会	A
	B3	地域事業者の支援と公正な取引	A
B(b) 社会福祉と 負荷	B4	コミュニティへの支援	B
	B5	搾取や差別の防止	D
	B6	地権と使用権利	B
	B7	安全と治安	D ←
	B8	多様な受入環境整備	D ←

SECTION C：文化のサステナビリティ

※評価欄に記載の矢印（←/→）は、前年評価値からの変動を表しています。

	No	項目	評価
C(a) 文化遺産の 保護	C1	文化遺産の保護	C
	C2	有形文化遺産	A
	C3	無形文化遺産	A
	C4	地域住民のアクセス権	N/A
	C5	知的財産	E
C(b) 文化的場所 への訪問	C6	文化遺産における旅行者の管理	A
	C7	文化遺産における旅行者のふるまい	D ←
	C8	観光資源の解説	C ←

SECTION D：環境のサステナビリティ

※評価欄に記載の矢印（←/→）は、前年評価値からの変動を表しています。

	No	項目	評価
D(a) 自然遺産の 保全	D1	自然遺産	A
	D2	自然遺産における旅行者の管理	B
	D3	自然遺産における旅行者のふるまい	D ←
	D4	生態系の維持	A
	D5	野生生物の保護	A
	D6	動物福祉	B
D(b) 資源の マネジメント	D7	省エネルギー	B ←
	D8	水資源の管理	E
	D9	水質	C
D(c) 廃棄物と 排出量の 管理	D10	排水	B ←
	D11	廃棄物	D
	D12	温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	A
	D13	環境負荷の小さい交通	B
	D14	光害	N/A
	D15	騒音	N/A

SECTION A : Sustainable management 持続可能なマネジメント

A(a) Management structure and framework マネジメントの組織と枠組

A1 デスティネーション・マネジメント（観光地経営） 戦略と実行計画

持続可能な観光の基本理念に基づき、環境、経済、社会、文化等に関する内容を含む「日本版持続可能な観光ガイドライン」に取り組むことを明記した観光計画等があること

達成度判定

A

2022
C

【項目】

①	観光計画等に「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に取り組むことを明記していること	A
	（評価）明記している （根拠）観光振興計画 P16-17	
②	観光計画等は、複数年の計画であること	A
	（評価）2030年までの8年計画である （根拠）観光振興計画 P7対象期間	
③	観光計画等は、定期的な見直し及び一般公表をしていること	A
	（評価）見直しは1年ごと及び前期終了後に行っている。町HPを通じて一般公表している。 （根拠）観光振興計画 P52	
④	観光計画等は、ステークホルダー（地域住民を含む）の参加によって策定していること	A
	（評価）えこまち推進協議会の枠組みにおいて、ワークショップや説明会を開催している。 （根拠）資料「観光振興計画策定に関する共有会及びワークショップ参加者」	
⑤	観光計画等に関連する取り組みの結果を公表していること	A
	（評価） <ul style="list-style-type: none"> ● 広報てしかがにて、観光振興計画に関する連載を毎月掲載。[1] ● 観光振興計画への理解を深めるための、町民モニターツアーを実施。エコツアーと、観光振興計画に関するミニ講座の2部構成にて開催している。（2022年10月／11月） ● 観光観光振興計画への理解促進に向け、町民アンケートを実施（2回） （根拠）[1] 観光振興計画に関する広報てしかが連載記事（2022年4月～2023年3月号） 4月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/2204_16-17.pdf 5月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2205_10-11.pdf 6月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2206_6-7.pdf 7月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/2207_4-7.pdf 8月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2208_6-7.pdf 9月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2209_8-9.pdf 10月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2210_2-3.pdf 11月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2211_4-5.pdf 12月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/2212_6-7.pdf 1月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2301_8-9.pdf 2月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2302_4-5.pdf 3月号 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2303_6-7.pdf	

Next Step

- 「てしかが地域戦略会議」の開催
- ステークホルダーへの理解促進に関する取り組みの継続

【アドバイザーからのコメント】

観光計画等に関連する取り組みの結果は、単に公表するだけでなく、その実施の進捗、影響、効果に関するデータを収集し、定期的に評価する必要があります。そして、この評価により、より有効的な政策へ改善を行います。この一連のサイクルを回す為のマネジメント・システムの構築が望ましいです。

A2 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）の責任

持続可能な観光を推進する責任を担う管理組織があること

達成度判定

C

2022
D

【項目】

① 管理組織には、持続可能な観光の推進に専念できる担当者（サステナビリティ・コーディネーター）がおり役割が定められていること

B

- （評価）
- サステナビリティ・コーディネーターに対しては、DMOより「サステナビリティ・コーディネーター職務認定書」が発行されている。
 - DMOの専務理事及び事務局長は、GSTCを受講し「Professional Certificate in Sustainable Tourism」を取得している。

② 管理組織の構成員は部局横断的かつ観光地域の規模に見合ったものであること

B

- （評価）
- 現状では、組織運営に役場職員、地域おこし協力隊員、弟子屈町振興公社（DMC）、地域活性化企業人（3社／3名）が関わっているため、部局横断的に運営できていると判断できる。
 - 「てしかが地域戦略会議」の設置により、更なる構成メンバーの増強が予定されていたが、2023年3月1日現在において開催されていない。
 - 規模については概ね適正であるが、マネジメントを行う人材が不足している。
 - 管理組織（一般社団法人摩周湖観光協会）は2022年3月に地域DMOへ登録された。

③ 管理組織運営のための財源が確保されていること

C

- （評価）
- 観光に関する独自の財源については導入されていないが、DMOの運営については会費収入や観光案内所運営等、持続的な独自財源が一定程度確保されており、問題ないと考えられる。
 - 観光振興計画において、独自の財源の必要性について明記されているが、現状ではまだ確保されていない。持続的な運営のために、今後も導入に向けた検討が必要である。

Next Step

- サステナビリティ・コーディネーターが部局横断的に持続可能な観光の推進を総括する仕組みの構築
- 弟子屈町独自の観光財源についての導入を具体的に進める

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

コーディネーターは観光地経営や事業者としての経験があり、長期にわたって勤務が可能とする人を起用することが望ましい。また推進チームとしてより多様な部門からの参加があり、町長に直接、また町政の持続可能性に寄与する権限が与えられる役割であること。GSTC研修だけでなく、事業者向けの研修も受講していることが望ましい。

A3 モニタリングと結果の公表

観光に起因する環境、経済、社会、文化、人権に関する課題について定期的に調査し、一般公表していること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

① 調査の仕組みを定期的に見直していること

B

- (評価) ● 環境に関する調査は以下が該当する。
- ・ てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想で定められた定期モニタリング
 - ・ 摩周湖の水質調査（結果は公表されている）
 - ・ 玉川大学農産研究センターによる環境調査
 - ・ ごみの排出量（結果は公表されている）
 - ・ 二酸化炭素排出量
- 経済に関する調査は以下が該当する。
- ・ 弟子屈町の宿泊者数調査
 - ・ 水のカムイ観光圏調査
- 人権に関する課題の調査については、役場の「人権相談」にて行っている。[1]
- 文化に関する課題については、弟子屈町総合計画において調査され、継承に関する目標値が設定されている。[2]
- 実施中の調査の仕組みは、すべて定期的に見直ししている。

(根拠) [1] 役場人権相談

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/3/1119.html

[2] 弟子屈町総合計画 P157

② 定量化できる社会経済・文化・環境に関する目標を設定していること

A

- (評価) ● 社会経済に関する目標値は「弟子屈町総合計画」及び「弟子屈町観光振興計画」に記載したKPIが該当する。[3][4]
- 環境に関する目標値は、一般廃棄物処理基本計画内「ごみ処理基本計画」P64で、ごみ総排出量及びリサイクル率についての目標値を設定している。[5]
- （本町と類似する道内町村として、就業者人口のうち「宿泊業、飲食サービス業」の就業人口が10%以上を占めるニセコ町や新得町などとの比較を行っている）
- 「弟子屈町総合計画」において、環境保全の推進として脱炭素社会の推進・循環型社会の推進・環境保全の推進・生物多様性保全の推進の各項目を立て、それぞれのKPIを設定している。[6]
- 「弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）P20」において、二酸化炭素排出量の削減目標を定めている。[7]
- 文化に関する課題の調査については、「弟子屈町総合計画」においてKPIを設定している。[8]

(根拠) [3] 弟子屈町総合計画 第2部第2章 P101～

[4] 弟子屈町観光振興計画 第5章 P46～

[5] 弟子屈町一般廃棄物処理基本計画（2018年版）ごみ処理基本計画 P64

[6] 弟子屈町総合計画 第2部第1章 P56-64

[7] 弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編）P20

[8] 弟子屈町総合計画 第2部第4章 P157

- (評価) ● 摩周湖の水質、宿泊者数、ごみ排出量、二酸化炭素排出量の調査結果は公表されている。[9][10][11][12]
- 以下の調査結果については公表されていない。
 - ・てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想で定められた定期モニタリング結果
 - ・水のカムイ観光圏調査結果（観光協会会員にのみ公表）
 - ・人権相談の件数
 - ・文化のKPI達成状況（弟子屈町文化協会所属団体数を除く）
- (根拠) [9] 摩周湖の水質結果推移
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/2/2667.html>
- [10] 弟子屈町の観光入込客数、宿泊者数
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/892.html>
- [11] ごみ排出量（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の維持管理状況等に関する情報の公表）
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/1/504.html>
- [12] 二酸化炭素の排出量 弟子屈町温暖化対策実行計画（事務事業編）P12 及び（区域施策編）P16-18

Next Step

- てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想で定められた定期モニタリングの結果を公表する（弟子屈なび）
- 水のカムイ観光圏調査結果を公表する（弟子屈なび）

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

環境だけに限らず、経済・社会・文化・人権など著しく負の影響がでる可能性がある項目を洗い出し、それに対して調査方法や頻度を決定し、目標を設定する。結果が目標に達しているか、是正措置が必要かは経年で調査を実施しないとわからないことも多い。これらの一連の動きを一般公表していることが求められる。

A4 観光による負荷軽減のための財源

観光による負荷（オーバーツーリズム関連の課題等）軽減のための財源が確保されていること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

① 目的を明確にした財源を確保、運用していること

B

- （評価）
- 摩周湖や硫黄山の駐車場料金は、自然公園財団により国立公園内の施設の維持管理や清掃活動に使われている。[1]
 - アトサヌプリトレッキングツアーの参加費の一部は、トレイルルートの整備に充てられている。用途及びその額については、2023年中に改訂の「弟子屈なび」にて公表の予定。[2]

- （根拠） [1] 一般財団法人自然公園財団「令和2年度事業報告書・決算報告書」事業報告P04-05
https://www.bes.or.jp/images/uploads/bes/R03-R04_disclosure.pdf
 [2] アトサヌプリトレッキングツアー
<https://www.masyuko.or.jp/at/>

Next Step

- 入湯税の増税等による独自財源を活用した、動向調査などエリア人数の正確な把握

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

A3と同じく、負の影響がある対象を設定した上での財源確保となることが望ましい。財源が運用された効果を集計し公表すること。

A5 事業者における持続可能な観光への理解促進

事業者がGSTC公認のトレーニングプログラムを受講していること

達成度判定

C

2022
C

【項目】

① 地域のステークホルダーによるGSTC公認のトレーニングプログラムの参加状況を把握し、公表していること

C

- (評価)
- 参加状況の把握は行っている。
(STTP exam 受験結果の聞き取りは行っていない)
 - 参加状況の公表は行っていない。

※2022年度には事業者向けのサステナブル研修を行うなど、一定の前進はあった。
※2023年改修予定の「弟子屈なび」において、取り組みを公開できるよう準備中である。

Next Step

- 弟子屈町としてGSTCトレーニングの参加状況・資格取得状況を公表する
- 広く一般に呼びかけ、GSTCトレーニングプログラムを実施する
- 引き続き事業者向けの講習会を開催する

【アドバイザーからのコメント】

GSTC公認講師による研修の実施が望ましいが、認証団体による宿泊施設やオペレーター対象の研修受講も、継続的に実施することが望ましい。

A6 住民参加と意見聴取

DESTINATION MANAGEMENT（観光地経営）について、行政・民間事業者・地域住民の三者で構成される体制があること

達成度判定

C

2022
C

【項目】

①	官民、住民等の地域のステークホルダーが参画する「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づいた持続可能な観光の推進を担うワーキンググループ（WG）等があり、定期的な意見交換の機会があること	C
---	--	---

- （評価）
- 弟子屈町観光振興計画においては、JSTS-Dを中心にアクションプランを組み立てている。
 - 計画に関わる意見交換の場として、官民・住民・事業者等のステークホルダーが参画する「てしかが地域戦略会議」が設定されている。（弟子屈町観光振興計画P39 てしかが地域戦略会議） [1]

※2023年3月1日現在で、2022年度てしかが地域戦略会議は未実施である。
（4月前半に実施予定）

（根拠） [1] 弟子屈町観光振興計画 P39

Next Step

- 観光振興計画に基づく「てしかが地域戦略会議」の定期的な開催
- 会議が形骸化しないよう、参加率と参加意識の向上をはかる

A7 住民意見の調査

観光地経営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に調査されていること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

①	調査結果は、一般公表されていること	A
	<p>(評価) ● 住民の満足度については町民アンケートを毎年実施している。 ● アンケート結果は広報てしかがを通じて毎年発表されている。[1] ● 2022年度は、観光振興計画に関する町民アンケートも実施された（7月及び12月）。</p> <p>(根拠) [1] 広報てしかが 2022年12月号 P8～P13 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/2212_8-13.pdf</p>	
②	調査は、少なくとも毎年度行われていること	A
	<p>(評価) ● 20歳以上の町民名簿から無作為に抽出された1000人を対象に、毎年度アンケートを実施している。</p>	
③	調査結果を次年度の運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立てていること	A
	<p>(評価) ● てしかが まち・ひと・しごと創生戦略 において、町民アンケート調査結果をKPIとして設定している。[2] ● 弟子屈町観光振興計画では町民アンケート調査結果をKPIとして設定している。[3] ● 第6次弟子屈町総合計画は町民アンケート結果に基づき策定を行っている。[4]</p> <p>(根拠) [2] 第1期てしかが まち・ひと・しごと創生戦略 P59 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/r3souseisenryaku.pdf [3] 弟子屈町観光振興計画 P47～50 [4] 弟子屈町総合計画 第1編基本構想 第1部総論 P10-18 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/6_souron.pdf</p>	

Next Step

- 調査結果の効果的な活用
- 観光事業者を対象とした、観光施策に対する支持度の調査を実施

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

この項目の準拠が認められる。町民アンケートは優良事例である。KPIの設定など運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立てているが、目標に達していない場合の是正措置に関しても公表すれば尚良い。

A8 観光教育

地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の可能性や課題に関する教育プログラムがあること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 地域コミュニティ、特に児童・生徒に対して観光に関する教育が実施されていること

A

- (評価)
- 弟子屈高校において「弟子屈探求」学習を実施。[1]
 - 弟子屈中学校「総合学習」を活用し、弟子屈の魅力を再発見する授業を実施。[2]
 - てしかがえこまち推進協議会・人財育成部会とエコツーリズム推進部会の合同による「町内子ども達がふるさとの良さを知る取り組み」として、小学生を対象とした「アトサヌプリ登山」プログラムを継続的に実施。
※2022年は5～6年生を対象に、川湯小学校 10/8、美留和小学校及び和琴小学校 9/15で実施。
※今後も高学年を対象に、隔年で実施予定
 - 弟子屈町民を対象に、「てしかがの魅力体験・町民モニターツアー」と題し、弟子屈町の自然や文化を学ぶ体験プログラム及び観光振興計画に関するミニ講座を実施するモニターツアーを開催。[3]
※2022年は以下の通り実施
 - ①10月22日 参加者12名
(アトサヌプリトレッキングツアー & 観光振興計画ミニ講座 & 地場産食材弁当)
 - ②11月27日 参加者12名
(アイヌ文様木皿彫り体験ツアー & 観光振興計画ミニ講座 & 地場産食材弁当)

- (根拠)
- [1]広報てしかが 2020年1月号 P23
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/202001all.pdf>
- [2]広報てしかが 2021年11月号 P18
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/machizukurijoho/kocho_koho/2/12/3681.html
- [3]広報てしかが 2022年11月号 P4
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2211_4-5.pdf

Next Step

- 今後も観光振興計画P18に記載の「次世代教育の場づくりを推進」を着実に実行
- 小中高校との連携
- 町民モニターツアーの継続実施

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

観光でも課題や可能性についてトピックが含まれているかが分かるカリキュラム等もエビデンスに追加することが望ましい。またPBL型授業にすることで、弟子屈町で現在抱えている課題についてより深い学びとなることもある。

A9 旅行者意見の調査

旅行者満足度について、アンケートなどを通じて調査を実施していること

達成度判定

C

2022
D

【項目】

①	調査結果は、一般公表されていること	C
	<p>(評価) ● 調査結果は、観光協会を通じて協会員に周知している。 ● 一般公開はされていない。 ● 2023年度中に改訂予定の「弟子屈なび」において、調査結果を公表する予定である。</p>	
②	調査は、少なくとも毎年度行われていること	A
	<p>(評価) ● 調査は「水のカムイ観光圏」によって毎年度行われている。</p>	
③	調査結果に基づいた、旅行者満足度向上のための対策を講じていること	A
	<p>(評価) ● 観光振興計画の各アクションプランを実施していくことで、満足度向上をはかっていることとしている。</p>	

Next Step

- 水のカムイ観光圏アンケート調査結果の一般公表
- 観光圏の設置期限終了後にも続けられる独自の調査方法の確立
- 観光振興計画に基づく各アクションプランの着実な実行

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

観光振興計画のp47にアクションはそれぞれ掲載されているが、結果に基づいていかに満足度向上につながる対策を講じているかを見える化することが望ましい。

A10 プロモーションと情報

市場調査及びデータに基づく観光地域が求めるターゲット層の誘致促進策は、地域コミュニティや自然・文化的資産を尊重していること

達成度判定

B

2022
C

【項目】

① プロモーションについては、市場調査及びデータに基づく正確な情報を提供していること

B

- (評価) ● 弟子屈町も参画する広域DMO「ひがし北海道自然美への道DMO」が、市場調査を実施している。 ※調査は台湾、国内客が対象
- 調査により得られた結果をもとに各地域は資料を準備し、「ひがし北海道素材説明会」にてプロモーション活動を行っている。

② プロモーションの効果測定を行っていること

B

- (評価) ● オウンドメディアである「弟子屈なび」については、PV数の測定を行っている。
※弟子屈なび <http://www.masyuko.or.jp>
- Facebook及びInstagramについては、フォロワー数といいね数を把握している。
- 各オウンドメディアのクリック率、フォロワー数の変化等は毎月計測し、計測結果に基づいて情報発信計画を立てている。(地域活性化起業人制度を活用 ※CINRA)

③ 求めるターゲット層の誘致拡大に向けた新商品の開発に地域発意で取り組んでいること

B

- (評価) ● 2020年に実施した「先進的インバウンドプロジェクト推進事業」によるコンテンツ開発は、求めるターゲット層(欧米豪の自然を愛好するドライブ)の誘致拡大に向けた新商品の開発に充当する。
- サステナブルツアーの開発に向け、サステナビリティ・コーディネーター事業を通じ新商品の開発を行っている。
- 2022年度の「国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業」により、地域のガイドカンパニーが新規顧客の誘致拡大に向けた新商品の開発に取り組んでいる(パックラフトやカヤックを使ったツアー開発)。

Next Step

- 観光振興計アクションプランB-7「観光地マーケティングと効果的なプロモーション」に基づく各アクションプランの着実な実行
 - ・弟子屈と相性のよいターゲット戦略の策定
 - ・市場分析の実施

【アドバイザーからのコメント】

ツアー造成にあたっては持続可能性に寄与することを認識する。また最近のコンテンツ作りなど表面的につなぐだけでなく、DNAが持続可能となるようなマネジメントの強化の方が大事であることを忘れずに。プロモーションの効果はコンバージョン率でもあるが、見ることによってどう行動が変化したかを測定することが望ましい。

A11 旅行者の数と活動の管理

旅行実態（訪問者数、活動内容）を把握していること

達成度判定

C

2022
C

【項目】

①	調査の仕組みを定期的に見直していること	A
<p>(評価) ● 観光入込客数及び宿泊者数は毎年計測している。 ● 計測した結果は弟子屈町HPにて公表している。[1]</p> <p>(根拠) [1] https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/892.html</p>		
②	客数の計測は、全体、外国人・日本人別、年齢別に分かれていること	C
<p>(評価) ● 宿泊客数＝全体、外国人・日本人別 に分かれている ● 入込客数＝全体のみである ● 年齢別データ＝なし</p>		
③	月ごと（季節ごと）の観光客数を計測していること	A
<p>(評価) ● 月ごとの観光入込客数を計測している。（根拠は①と同じ）</p>		
④	繁閑差を考慮した誘客のための取組を行っていること	B
<p>(評価) ● 摩周湖観光協会で行ってきた「キャラバン隊」などが該当するが、2022年度は行われていない。（キャラバン隊＝毎秋、近隣市町村の役場、農協、漁協などを周り、忘新年会や冬季の湯治利用を呼び掛ける営業活動のこと） ● 「訪日外国人の誘客促進事業」等で、アジア向けのプロモーション活動などを行ってきた。※2023年3月に台湾でのプロモーションを予定している。 ● 弟子屈町観光振興計画P21「夏季の需要分散化及び年間を通じた消費額向上に向けた取り組み」をアクションプランにて設定している。 ・2022年度は冬季の「弟子屈えこパスポート事業」を実施（冬季の二次交通の問題解消に向けたアクション）[1] ・阿寒摩周エクスプレスバス事業（同上） ・結氷現象を紹介する動画「結氷-Keppyo- 神々が宿る。摩周湖・屈斜路湖。」を公開[2]</p> <p>(根拠) [1]冬の弟子屈えこパスポート 2023年1月28日～3月5日 実施 http://www.eco-passport.net/ [2]動画「結氷-Keppyo- 神々が宿る。摩周湖・屈斜路湖。」2023年1月31日公開 https://youtu.be/ucajvZ1JwrY</p>		
⑤	旅行者の目的・行き先（昼夜別の動向など）を把握していること	A
<p>(評価) ● 水のカムイ観光圏のアンケート調査などにより把握している。</p>		

- (評価)
- 旅行者の数 = 観光入込客数 及び 宿泊者数にて調査している。
 - 活動の影響 = 旅行消費額 (水のカムイ観光圏により調査されている)

Next Step

- 宿泊客数の計測に年齢別データを加える
- 観光案内所でのアンケート調査を実施する

※参考：釜石市 かまいしDMC調査

<https://kamaishi-dmc.com/wp-content/uploads/2019/11/fbcb1f7e821e32e6f8db8bc68359439a.pdf>

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

住民の意見を反映し、平準化の努力をしていつもオンシーズンにする対策をするのか、または閑散期として弟子屈本来の生活を見てもらうか、など考慮に入れることができる。プロモーションのターゲット層やリピーター層では、時期や活動内容が違うことから、負荷がかからない、また脆弱な場所に集中しないための旅行者数の管理をしていることが望ましい。

A12 計画に関する規制と開発管理

自然及び文化的資源の保護計画やゾーニング（区分け）に関するガイドライン、規制、方策があること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 計画、規制等は、住民の意見を聴取・反映し、十分な検討の元に定めていること

A

（評価） ● 該当する計画、規制等

- 自然公園法 阿寒国立公園川湯地域管理計画
 - *現在、改訂に向けて本省の申請中（2021年度から状況変わらず）
 - 第6次弟子屈町総合計画（R4年～）P65-67
 - 弟子屈町緑の基本計画（H22年施行）
 - てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想（H28年策定/R2年改訂）
 - 弟子屈町景観計画（R4年施行）
- 弟子屈町総合計画は、まちづくり町民委員会や審議会、町民アンケート等のプロセスを経て策定している。
 - 弟子屈町緑の基本計画は、策定委員会にて原案を作成し、町広報誌折込やHPでの周知による意見募集（パブリックコメント）を経て策定されている。
 - てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想は、てしかがえこまち推進協議会が主体となり、十分な議論を重ねて策定している。
 - 弟子屈町景観計画は、パブリックコメントを経て策定されている。

② 計画、規制等の内容は、一般に公表、遵守されていること

A

- （評価） ● 国立公園における計画、規制等の内容は、公表され、遵守されている。[1][2]
- 弟子屈町総合計画の内容は、公表されている。[3]
 - 弟子屈町景観計画の内容は、各種様式とともに公表され、遵守されている。[4]
 - 弟子屈町緑の基本計画の内容は、公表されている。[5]
 - てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想は、公表され、遵守されている。[6]

（根拠） [1] 国立公園内において許可・届出が必要な行為

http://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html

[2] 弟子屈町 てしかが資料室 P4 国立公園の面積

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/zenbu.pdf>

[3] 第6次弟子屈町総合計画

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/1/dai6zites_hikaga/3889.html

[4] 弟子屈町景観計画

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kensetsuka/keikan_toshikeikaku/3947.html

[5] 弟子屈町緑の基本計画

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kensetsuka/keikan_toshikeikaku/458.html

[6] てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/ecotourism.html>

Next Step

- 緑の基本計画の見直し
※策定から12年あまりが経過しているが、見直しがされていない。
計画は第4次総合計画の下部計画に位置づけられているが、2022年4月からは第6次弟子屈町総合計画が施行されているため、内容の整合性をはかる必要があると考えられる。
また、計画内に記載されている内容も、現在の状況と乖離が見られる。
- てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想の継続的な運用

A13 適切な民泊運営

民泊に関する相談窓口が設置されていること

達成度判定

N/A

【項目】

① 不適切な民泊があった場合に適切な指導を行っていること

N/A

(評価) ● 当町には民泊に該当する宿泊施設が1ヶ所しかないため、現状では不要と考えられる。
(なお、当該施設は不定期営業であり、2023年3月現在休業中である)

Next Step

- 今後、町内で複数の民泊施設が営業開始された場合に備え、適切な運営への支援体制を検討

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

民泊が今後営業するであろうことを加味してそれに対して相談窓口を設置するなど、準備しておくことが望ましい。

A14 気候変動への適応

観光に起因する環境、経済、社会、文化、人権に関する課題について定期的に調査し、一般公表していること

達成度判定

C

2022
C

【項目】

① 気候変動による負の影響を軽減する計画や方針があること

A

(評価) ● ●計画には以下が該当

- ・第6次弟子屈町総合計画
- ・弟子屈町地球温暖化対策実行計画
- ・弟子屈町観光振興計画
- ・弟子屈町環境基本計画

- 2021年12月には「てしかがゼロカーボンシティ宣言」を表明

- 2022年6月には、美幌町・足寄町とともに、阿寒摩周国立公園が「ゼロカーボンパーク」に登録された

(参考) てしかがゼロカーボンシティ宣言

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/2/3793.html>

ゼロカーボンパーク

https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/press_00001.html

② 住民、観光事業者、旅行者向けの気候変動による影響に関する教育や意識向上の取組があること

C

(評価) ● 観光事業者向けには、てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想において、環境に関するモニタリングを継続している。

- カヌー事業者による「釧路川源流域ネットワーク憲章」があり、意識向上をはかっている。憲章を含む各種取り組みは各事業者のWebサイトにおいて公開されている。

- 住民向けには、弟子屈町温暖化対策実行計画内「町民の役割」で、具体的な推奨行動を定めている (P34)。

- 事業者・住民・その他の方々に向けた、摩周湖の水質調査クラウドファンディングによる気候変動や環境問題に対する意識向上の取り組みがある。

- 旅行者に向けた取り組みが今後必要。

- ・2023年度より、旅行者へ向けてマイボトル持参を呼びかける給水ポイントポスターを掲示予定

Next Step

- 旅行者に対し、「ゼロカーボンパーク」であることを伝え、責任ある旅行者としての行動を促す。参考：UNWTO冊子 <https://unwto-ap.org/tips/>
- ガイドのトーク内容を台本化し、旅行者へ伝える（硫黄山では取り組みやすい）。
- 摩周湖や硫黄山などで、駐車時のイドリングストップを呼びかける。

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

旅行者に向けた取り組みが実施できるよう、アクションプランに入れることが望ましい。また気候変動による生物多様性の変化などのリスクをリスト化し、観光資源や観光客などにどうリスクが想定できるかを管理していること。契機となりえることに関しては別途リスト化することが望ましい。

A15 危機管理

災害等の非常時における計画が策定され、インバウンドを含む観光部門も考慮に入れたものであること

達成度判定

A

2022
C

【項目】

①	災害等の非常時における計画において、外国人旅行者を含む観光客への対応も含んでいること	A
	<p>(評価) ● 弟子屈町地域防災計画 本稿P42 (2-8) において、観光客への対応が掲載されている。 ● アトサヌプリ火山防災計画は、観光客を含む地域住民等の生命、身体及び財産を保護するために作成された。</p> <p>(根拠) アトサヌプリ火山防災計画 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/5/06atoso200401.pdf P6計画の目的/P60計画の用語 (住民等=観光客を含む地域住民と定義)</p>	
②	災害等の非常時における計画は、定期的な見直しが行われていること	A
	<p>(評価) ● 計画は定期的に見直ししている。 ● アトサヌプリ火山防災協議会は、年に一度開催されている。</p>	
③	所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末 (スマートフォン等) への電源供給機器等の整備が行われていること	A
	<p>(評価) ● 道の駅「摩周温泉」には、非常用電源装置 (発電機) を設置できるように設備が整備されており、電源供給が可能。 ● 非常用電源装置 (発電機) は旧給食センターに保管し、非常時に運搬される。 ● 道の駅「摩周温泉」には、小型非常用電源装置 (開発局所管) が常時配備されている。</p>	
④	災害等の非常時に備えた事業者、住民等に対する訓練や研修を行っており、旅行者に対しても非常時における行動等について周知・啓発を行っていること	A
	<p>(評価) ● 町民や事業者を対象とした「弟子屈町総合防災訓練」を毎年実施している。[1][2] ● アトサヌプリ火山防災計画においては、「地域住民、防災関係機関職員等に対する防災教育、観光客に対する防災知識の普及啓発を実施し、防災意識の向上を図る」こととされ、具体的な防災教育や啓発活動について明記されている (P12)。 ● 道の駅摩周温泉及び硫黄山レストハウスでは、旅行者及び住民に向けた防災に関する掲示を行っている。</p> <p>(根拠) [1] 弟子屈町の防災について https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/bosai_anzen_kishojoho/4/index.html [2] R4年度弟子屈町総合防災訓練に関する広報記事 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2210_4-5.pdf</p>	

- (評価)
- アトサヌプリ火山防災計画においては「住民や登山客を含む観光客に対して、消防のスピーカ、緊急速報メールの他、登録制LINE等により、火山活動の状況の伝達を行う。今後も、多言語による情報の伝達について検討する」旨が明記されている(P16)。
 - アトサヌプリ火山防災計画には、避難・誘導時に必要と想定される文言の英訳が付記されている(P60「別紙第3「アトサヌプリ(硫黄山)の噴火・避難に係るフレーズ」)。
 - 硫黄山レストハウス壁面には、噴火時の避難についての注意看板が多言語で掲示されている。

Next Step

- 弟子屈町地域防災計画の着実な実行
- 多言語での効果的かつ正確な情報の発信

【アドバイザーからのコメント】(再掲)

多言語化に対する有効性の検証、有事における旅行者への周知は難しい課題であるが、取り組まれるべき項目となっている。この項目は基準に準拠されていることを確認できたので、定期的な見直しを確実なものにしてください。

A16 感染症対策

旅行者、事業者、地域住民のすべてが安全に過ごすことができるよう感染症対策を講じていること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

① 事業者等に対して業種ごとに作成された新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに沿った対策の徹底を促すとともに、旅行者に対して感染症予防に係る周知を行っていること

B

- (評価)
- 業種ごとに作成された新型コロナウイルス感染症予防ガイドラインに沿った対策は、北海道庁を通じて各事業者に徹底を促している。※参考：新北海道スタイル
 - 旅行者に対する感染症予防に関しては、北海道及び北海道観光振興機構を通じ、旅行者に周知を行っている。※参考：キュンちゃんからのお願い

※2023年5月より、新型コロナウイルスの感染症分類が5類に引き下げられることもあり、今後は新たなフェーズに移行するものと考えられる。

①については設問の見直しが必要

- (根拠) 参考：「新北海道スタイル」<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.html>
参考：「キュンちゃんからのお願い」<https://www.visit-hokkaido.jp/newstyle/>

Next Step

- 感染症対策に限らず、旅の安全情報をホームページに分かりやすく掲示する

B1 観光による経済効果の測定

観光による経済効果の測定をしていること

達成度判定

D

2022
E

【項目】

① 地域への直接的な経済波及効果（観光消費額）について測定し、公表していること（直接効果の把握）

C

- （評価）
- 測定している（水のカムイ観光圏）
 - 公表先は限定されている（毎年度ではない／組織を通じて公表しているが、誰でも閲覧可能な状態ではない）
 - 今後、ホームページにおいて公表予定

② 産業連関分析等を用いて観光による間接的な経済波及効果について測定し、公表していること（間接効果の把握）

D

- （評価）
- 産業連関分析を用いた経済波及効果については、2022年12月に調査結果の報告会が開催された。
 - 今後、弟子屈町ホームページにおいて公開を検討する。

③ 観光に伴う不動産開発が地域社会に与える影響について把握、公表していること（地価、家賃等の動向把握）

D

- （評価）
- 弟子屈町移住ポータルサイトにおいて、地価を公表している。[1]
 - 弟子屈町移住ポータルサイトにおいて、民間マンションの一般的な家賃相場と町営住宅について紹介している。[2]
※公表されている地価は2009年時点のもので、情報が古い。家賃相場については、一つのデータであるかの記載がない。
 - 家賃等については単に移住者の目安として掲載しているものであり、観光に伴う不動産開発に由来する影響を把握する目的で経年調査されているものではない。

- （根拠）
- [1] 弟子屈町移住ポータルサイト（地価）
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/iju/teshikagadekurasu/1332.html>
- [2] 弟子屈町移住ポータルサイト（家賃相場）
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/iju/teshikagadekurasu/1333.html>

④ 観光関連業種における雇用者数（雇用誘発効果）を調査し、公表していること

B

- （評価）
- 第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略に、産業別の就業者数について記載されている。[3]
 - 上記は2015年現在の数値となり、定期的な調査はされていない。
 - 観光関連業種のみ限定した雇用者数（雇用誘発効果）の調査は実施されていない。（2023年3月まちづくり政策課 三上補佐に確認）

- （根拠）
- [3] 第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略（案）P55：産業別就業者比率
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/dai2kisouseisennryaku.pdf>

Next Step

- 観光消費額の公表
- 経済波及効果についての測定及び公表
- 公開されている地価及び家賃相場を最新のデータに更新（更新日も記載）

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

観光消費額の直接効果がいかに雇用につながっているか、または地産地消となっているか、サービス産業の中でも特に観光関連に影響が大きい飲食・宿泊・アクティビティ事業者とそのサプライヤーについては測定されている。また、地価や地域外の者による不動産の売買情報、古くなったデータを一新して単価の推移を知ること、観光による価格高騰など住民への影響を知るバロメーターとして活用することもできる。間接効果の測定は中長期のアクションプランとして入れること。

B2 ディーセント・ワークと雇用機会

働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）と雇用機会に関する取組を行っていること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 観光関連事業者への就業を促進する取組があること

A

- (評価) ● 釧路北部地域雇用創造協議会では、求職者に向けてセミナーを実施している。[1]
※観光関連のセミナーとしては「観光人材接遇スキルアップセミナー」や「地域食材を活用した飲食店起業セミナー」等が充当する。
- 釧路北部地域雇用創造協議会では、企業を対象としたセミナーを実施している。[1]
※2022年度には「グローバル人材 雇用・活躍講習会」や、「地域人材活用支援講習会」等が開催されている。

(根拠) [1] 釧路北部地域雇用創造協議会：<https://stt-job.com/>

② 性別、年齢、季節等に左右されない、安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組を行っていること

A

- (評価) ● 釧路地域通年雇用促進協議会では、釧路管内に居住する季節労働者等を対象に、雇用確保に関する事業や、就職促進に関する事業を実施している。[2]
- 弟子屈町では「新規雇用支援補助金制度」を通し、新規に従業員を雇用する事業所に対して1年間の補助を行っている。[3]
- 第6次弟子屈町総合計画P111において、通年雇用や就業環境改善に取り組むことが明記されている。
- 弟子屈町男女共同参画計画P10において、働く場における男女共同参画を基本施策とし、具体的な取り組み及びKPIを定めている。
- 第2期てしかがまち・ひと・しごと創生戦略P85において、「女性が働きやすい環境整備や女性の就労機会の拡大」を推進すると記載されている。（実際の取り組みはこれから）

(根拠) [2] 釧路地域通年雇用促進協議会は弟子屈町も構成団体とする協議会で、事務局は釧路総合振興局内に設置されている。

http://www.kushiro-tsunen.jp/about_associate/

[3] 新規雇用支援補助金制度

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/5/kigyoshinko_sokushin/employment_support.html

Next Step

- 釧路北部地域雇用創造協議会は、令和5年度までの受託事業であることから、事業終了後の継続的な取り組みとしていく必要がある。

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

今回は飲食サービス業については認められるが、継続的に続けられること、また宿泊業などに拡大されることが望ましい。また、働き甲斐がある仕事に関する考え方は個人差がある故、雇用機会の提供に限定せず給与や雇用環境が安定し、かつ公正であることを確実にすることが大事。

B3 地域事業者の支援と公正な取引

地域事業者の支援と公正な取引の実現に取り組んでいること（観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者等も対象とする）

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 地域の特産品やサービスの利用を促進していること

A

- （評価）
- 第6次弟子屈町総合計画において「域内消費の推進」及び「地産地消や特産品の開発・販売」を促進する施策があり、KPIも設定されている（P106）。
 - 弟子屈町地域ブランド化推進実行委員会による、特産品開発を行っている。
 - 摩周観光交流館の設置及び管理に関する条例に基づき、「道の駅摩周温泉」を設置。道の駅内では地元産の商品に限り取り扱いをし、地場産品の活用促進に寄与している。
 - てしかがえこまち推進協議会では、地場産品の活用促進を目的とした「MADEinてしかがガイド」を毎年発行。地場産メニューのある飲食店のみを紹介する冊子として年間2万部を配布するほか、Webサイトでも配布。
 - 弟子屈町が特産品として開発に取り組むワインは、町民農園のほか、町内の委託先にて栽培された葡萄のみを使って醸造され、毎年「葡萄色ウィークエンド」と称したイベントにて地場産食材を使ったメニューと組み合わせて提供される。
 - 弟子屈町公式観光情報サイト「弟子屈なび」では、町内事業者のみを紹介している。
 - 弟子屈町商工会の運営する「摩周湖スタンプ会」では域内消費を高めるため、地元商店での買い物の際、ポイントを付与している。
 - 弟子屈町観光振興計画
 - ・ P29 B 社会経済の持続可能性 > 豊かな食の魅力を活かした名産品化の取り組み支援による付加価値向上
 - ・ P30 B 社会経済の持続可能性 > 地元食材の活用など自給率向上の促進

② 地元の観光関連の中小企業が、より市場に参入しやすくなるよう支援していること

A

- （評価）
- 弟子屈町では「宿泊業再生事業補助金」制度があり、新築若しくは空き施設を取得又は賃借し、弟子屈町内に宿泊施設を設置する者に対し、補助金を交付している。
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/5/kigyoshinko_sokushin/regeneration_accommodation.html
 - 釧路北部地域雇用創造協議会では、事業者向けに地元食材を活用した特産品開発やマーケティングについて学ぶセミナーを実施している。
（セミナーは単発だが、今後もさまざまな切り口から継続して事業を実施する）
参考：釧路北部地域雇用創造協議会 <https://stt-job.com/>

Next Step

- 地元飲食店の地場産メニューに、認証シールを貼る
- 独自の認証システムの構築 例)サドメシラン <https://www.visitsado.com/feature/sadomeshirun/>

【アドバイザーからのコメント】（高山）

地域事業者の支援が認められる一方で、それらの事業者が差別化されて優先的に選ばれているようになることを目指したい。また、特産品の包装や仕入・発送の過程でより環境に配慮されているものになっているかの検証をすることが望ましい。

B4 コミュニティへの支援

事業者、旅行者、住民が、地域コミュニティに責任ある形で貢献することを奨励していること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

① 事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全に貢献できる機会があること

B

- (評価)
- エコツーリズム推進全体構想を活用したアトサヌプリトレッキングツアーでは、参加費の一部が自然環境の保全に使用されている。
 - 摩周湖の水質調査を行うためのクラウドファンディングを毎年実施している。

Next Step

- 旅行者が住民とともに気軽に参加できるボランティア活動の場を提供

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

保全の貢献は金銭的なものに限定されていない。現物支給や労働などを含み、事業者や来訪者がともに貢献できる機会をつくることで、その重要性の理解が進み、再度訪れたいという効果が高める。

B5 搾取や差別の防止

ハラスメントから旅行者を含むすべての人を、適切に保護する取組があること

達成度判定

D

2022
D

【項目】

①	取組は地域住民と旅行者を含み、観光地域全体に周知されていること	D
(評価)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「弟子屈町職員等のハラスメントの防止等に関する要綱」により、職員のハラスメント防止が具体的に定められ、ハラスメントに遭遇した際の相談をどのように受け付けるかが定義づけられている。[1] ● 弟子屈町特定事業主行動計画において、ハラスメント防止が定められている。[2] ※上記は町職員対象。 ● 弟子屈町男女共同参画計画P7で、DVや虐待をはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取り組みを定めている。 ● 弟子屈町役場では、DV被害相談窓口を設置している。 ● 地域住民に対しては、人権相談窓口が設置されている。[3] ● 旅行者を対象とした取り組みはない。 	
(根拠)	<p>[1] 弟子屈町職員等のハラスメントの防止等に関する要綱 http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/data/122/34/H430902200058/H430902200058.html</p> <p>[2] 弟子屈町特定事業主行動計画（7/8ページ） https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/5/teshikagatyoutokuteizigounushi.pdf</p> <p>[3] 人権相談窓口 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/3/1119.html</p>	

Next Step

- 窓口設置の情報を旅行者にも周知
- ハラスメントの防止を目的とした普及啓発セミナーを開催

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

旅行者も対象にする、また観光地での周知に関しては具体的なアクションプランに落とし込むこと。無許可で子供が撮影されるなど具体的に予想される事例についても保護の対象にする取組があること。

B6 地権と使用権利

資産取得に関して実施規定を含む計画や政策があること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

① 資産取得に関する政策等は、住民の意見を反映して策定され、住民の権利を保護するものであること

B

- (評価)
- 第6次弟子屈町総合計画において「景観保全の推進と公園の充実」として「統一感を持った景観づくり」や「景勝地における適切な施設管理」が施策として掲げられている（P66-67）。
 - 弟子屈町景観計画及び弟子屈町景観条例が、2022年6月から施行
 - ・景観計画は、パブリックコメントを募集の上で策定された
 - ・主に、景観を阻害する太陽光パネルの林立を防ぎ、国立公園らしい景観色に配慮した街並み形成を促進している
 - ・地域外からの土地取得に関する制限は行われていない
 - 弟子屈町観光振興計画「地域のランドデザインと適切なゾーニングの設定」にて今後の底地の確保に向けた取組について記載

Next Step

- 弟子屈町景観計画の施行及び着実な実行
- 観光振興計画 A-基本施策VI「地域のランドデザインと適切なゾーニングの設定」の実現に向けたアクションプランの実施（P24）

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

特に地域外からの土地や住居の観光目的による使用について、重要な意味合いを持つ場合を想定して検討しておくことが望ましい。

B7 安全と治安

犯罪、安全性、健康被害などの監視、防止、公表についての旅行者と住民の双方に対応する体制があること

達成度判定

D

2022
E

【項目】

①	ガイドの安全を管理するガイドラインがあること	A
	<p>(評価) ● てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想において、ガイドの安全管理に関するルールを明確に定めている。</p> <p>● アトサヌプリトレッキングツアーにおいては、基準をクリアした認定ガイドのみが立ち入りを許可される。</p> <p>● 釧路川源流域ネットワークでは、自主ルール「釧路川源流域ネットワーク憲章」を定めている。</p>	
②	防犯への取組を行っていること	A
	<p>(評価) ● 「弟子屈地区防災連絡協議会」では、広報てしかがに毎号「地域安全ニュース」を掲載、防犯への意識向上を呼びかけしている。</p> <p>● 第6次弟子屈町総合計画において、防犯対策が定められ、防犯灯の設置や自主パトロールの取り組みが進められている (P79-80)。</p>	
③	観光地等において、タクシーの乗降場所等を明示していること (白タク対策)	A
	<p>(評価) ● JR摩周駅及びJR川湯温泉駅には、タクシー乗降場所がある (看板あり)。 ※当地におけるタクシー乗降のニーズは主に駅前であることから、駅前の設置のみで十分と考えられる。</p>	
④	安全や治安に関する情報を公表していること	A
	<p>(評価) ● 広報てしかがに毎号「摩周110番」及び「地域安全ニュース」を掲載、地域で起こった事件や事故の情報など、安全や治安に関する情報を公表している。</p> <p>● 弟子屈警察署HPにて情報を公表している。</p> <p>(根拠) 参考：弟子屈警察署 https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/teshikaga-syo/</p>	
⑤	地域住民・旅行者 (外国人旅行者を含む) を受け入れるのに十分な医療体制があること	A
	<p>(評価) ● 救急指定病院「摩周厚生病院」がある。</p> <p>(根拠) 参考：弟子屈町知得便利： https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/machizukuriseisakuka/9/2/526.html ※参考：該当ページ (1/8ページ) https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/benrityou_4~19.pdf</p>	

⑥

(宿泊施設・旅行者等を通じて、)「外国人患者を受け入れる医療機関」を取りまとめたリストに則って、外国人旅行者に域内及び周辺の医療機関に係る情報を提供していること

D

- (評価)
- 「外国人患者を受け入れる医療機関」として取りまとめたリストはない。
 - 外国人旅行者に対する情報提供は行われていない。
 - 2023年中に改訂する「弟子屈なび」において、これらの情報を発信する予定である。情報公開後、宿泊施設にも共有の予定。

Next Step

● 外国人旅行者に対する情報提供の実施

<参考資料>

かまいし多言語医療ガイドブック

<https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2019092400092/>

【アドバイザーからのコメント】(再掲)

自然型のエコツアーガイドのルールやガイドラインは確認できるが、文化面でのガイドなどに関しては適応されない可能性が高い。また外国人対応ができる医療機関リストも必要であるが、医療補償に対しても確認をしていることが望まれる。また、われわれが第三国に行くときは危険情報を閲覧するように、これらの安全や治安に関する情報も外国人旅行者にされていると良い。

B8 多様な受入環境整備

外国人旅行者を含む観光客の受入環境整備を推進していること

達成度判定

D

2022
E

【項目】

① ユニバーサルデザインの普及（バリアフリー対策等）を推進していること A

- (評価)
- 弟子屈町観光振興計画にて、ユニバーサルデザインの普及を推進している。
 - てしかがえこまち推進協議会には「ユニバーサルデザイン部会」があり、バリアフリーマップの作成やバリアフリーツアーの実施などを精力的に進めている。
 - 第6次弟子屈町総合計画において、住宅環境の充実をはかるため、住宅のバリアフリー化に対する相談体制の拡充や、資金助成などを行っている（P84）
 - ※観光施設等、事業所を対象としたものではない

② 公衆トイレの洋式化（ウォッシュレットなど）を推進していること A

- (評価)
- 公衆トイレの洋式化を推進している。
（現在の洋式化された公衆トイレ：道の駅摩周温泉 JR摩周駅、JR川湯温泉駅、砂湯、和琴半島、摩周湖、硫黄山、湯の島公園、湯の島温泉公園、水郷公園、川湯ビジターセンター）
 - 第6次弟子屈町総合計画においては、ジェンダーニュートラルトイレの整備を推進し、KPIを設定している（P174）。
 - 道の駅摩周温泉及び川湯ビジターセンターには、オストメイト対応のバリアフリートイレが設置されている。

③ 公共スペースにおける無料Wi-Fi環境整備を推進していること A

- (評価)
- 水のカムイ観光圏事業で整備を推進している（川湯温泉街、川湯駅前、JR摩周駅、砂湯、コタン）。※整備済み
 - 道の駅摩周温泉でWi-Fi整備を実施している。
 - 防災拠点化整備として、摩周湖及び硫黄山レストハウスにおいても町独自のWi-Fi整備を行っている。
 - 役場、公民館、摩周観光文化センター等、公共スペースにおける無料Wi-Fi環境整備を実施している。
 - 観光振興計画 P31「長期滞在を促す体験や受入環境の整備」にてWi-Fi環境の充実を推進している。

④ キャッシュレス環境整備を推進していること D

- (評価)
- 2022年度は新規の事業はない
 - 今後の取り組みについては検討中である

※2021年3月、町内でのキャッシュレスを推進させるため、摩周湖観光協会ではPayPayと連携したポイント付与キャンペーンを行った。

※2021年2月、コロナ対策の一環として「産業等振興(観光協会による出口戦略)」の中で「キャッシュレス決済拡大事業」として、導入の推進を目的としたキャンペーンを実施した。

⑤	多言語による案内の充実を推進していること	A
	<p>(評価) ● 公共施設では、多言語案内を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅摩周温泉：観光パンフレット設置コーナーで、英語・中国語・アラビア語などの多言語パンフレットを配布。案内表示にも英語表示がある。 ・弟子屈町の観光ポータルサイト「弟子屈なび」には英語のページがある。 http://masyuko.marimo.jp/en/ ・H28～30年度にかけて、町内の主だった観光施設等に多言語案内看板の整備を行った。 <p>● 弟子屈町の持続可能な取り組みを発信する、旅行者向けの英語サイトを開設（2022年10月） http://www.visit-teshikaga.com/en/</p>	
⑥	多様な宗教・生活習慣への対応を推進していること	D
	<p>(評価) ● 現在、該当の取り組みは実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2023年中に改訂の「弟子屈なび」において、ベジタリアン・ヴィーガン向けの情報検索を行いやすくする機能を搭載予定 	
⑦	域外から観光地への公共交通機関等によるアクセスが確保されており、公共交通機関の利活用が推進されていること	A
	<p>(評価) ● 域外から観光地への公共交通機関としてJRがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「環境にやさしく生活交通と観光交通が一体となった地域公共交通体系の構築」を基本方針とした「弟子屈町地域公共交通網形成計画」が策定されており、観光とまちづくりが連携した地域公共交通の活性化に向けた取組が行われている。[2] ● 利活用は、弟子屈町観光振興計画P36 の中でも推奨されている。 ● 弟子屈町内の公共交通機関利活用を促進するため「弟子屈えこパスポート」事業が実施されている。[3] <p>[2] 弟子屈町地域公共交通網形成計画 https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/6/teshikagatyoutiikikoukyoukoutuu/moukaiseikeikaku.pdf</p> <p>[3] 弟子屈えこパスポート（摩周・屈斜路周遊バスきっぷ事業） http://www.eco-passport.net/</p>	

Next Step

- バリアフリーマップの公開（弟子屈なび）
- キャッシュレス決済拡大のための新規取り組み
- ベジタリアン、ビーガンに対応した飲食店を増やす取り組み

【アドバイザーからのコメント】

バリアフリーとは車いすでのアクセスが協調されがちであるが、バリアはLGBTや視聴覚の不自由な方、高齢者、ベジタリアン、宗教観など多岐にわたる。受入環境の整備はハード面だけでなく、多言語標記やウェブサイトにおける配色なども含む考慮が必要。

C1 文化遺産の保護

歴史的建築物や農漁村、都市の景観など、観光資源となる文化遺産の保管理体制があること

達成度判定

C

2022
C

【項目】

① 景観等の保全に関する計画があること

A

- (評価)
- 第6次弟子屈町総合計画
 - ・ P23 「基本構想 第3章 土地利用方針」
 - ・ P65 「第2部第1章 景観保全の推進と公園の充実」
 - 弟子屈町景観計画
 - 弟子屈町景観条例
 - てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想
 - 弟子屈町都市計画マスタープラン P42 「5-3 景観形成の整備方針」

② 保管理体制の状態を確認し、必要な対策を行っていること

C

- (評価)
- 郷土資料については（仮称）弟子屈郷土資料館「蔵」において適切に管理し、保全されている。[1]
 - 全体構想ではモニタリングが行われているが、問題が生じた場合の対策は取られていない。
※全体構想のモニタリングは全てをカバーしていない。
 - 都市計画マスタープラン及び弟子屈町景観計画では、保管理体制に関する明確なKPIを定めておらず、保管理体制の状態を確認することは明記されていない。

- (根拠)
- [1] 弟子屈郷土資料館「蔵」
 - https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyokuka/1/2/706.html

Next Step

- 景観の保管理体制に対する適切なモニタリングの実施と、問題が生じた場合の対応策の策定（景観審議会がモニタリングの機能を果たします）

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

自然景観と調和する景観形成を促進するとなっているが、旧来からの建造物や郷土資料を含む文化的な要素の保護に関する情報が確認できない。開拓時、昭和初期の面影などがある場合は、観光資源となる要素が多い。

C2 有形文化遺産

有形文化遺産（工芸品等）の保護に関する計画や規制等があること

達成度判定

A

2022

A

【項目】

① 有形文化遺産（工芸品等）のリストがあること

A

（評価） リストは「弟子屈町の教育」P31及び弟子屈町HPに掲載 [1]

- 和琴ミンミンゼミ発生地：国指定文化財「史跡名勝天然記念物」
 - 釧路川流域チャシ群跡：国指定文化財「特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物」
 - 釧路硫黄山関連遺産：経済産業省認定「近代化産業遺産群」 [2]
 - 文化財に指定はされていないが、郷土資料については「弟子屈町郷土資料収蔵庫でしかがの蔵事務所の設置及び管理に関する条例」により、適切に管理保全されている。
- [3]

（根拠） [1] 弟子屈町公式ホームページ 文化財について

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/2/2/658.html

[2] 経済産業省 近代化産業遺産群（P29、P88）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/kindaikasangyoisan/pdf/isangan_zoku.pdf

[3] 弟子屈町郷土資料館「蔵」

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/1/2/706.html

Next Step

- 近代化産業遺産群については、町のホームページ等でリスト化されていないため、町の有する遺産として積極的な公開を行う。

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

町として文化財に指定されていなくても、地域の歴史や文化を語るのに必要、また残していきたいと思われるものを含むこと。

C3 無形文化遺産

無形文化遺産の保護に関する計画や規制等があること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 無形文化遺産のリストがあること

A

(評価) 下記にリストを掲載している

- ・弟子屈町公式ホームページ [1]
- ・てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 [2]
- ・教育委員会発行「令和3年度 弟子屈町の教育」 [3]

※以下は文化遺産の保護についての記載はあるが、リストではない

- ・弟子屈町文化財保護条例
- ・アイヌ施策推進地域計画

(根拠) [1] 弟子屈町公式ホームページ 文化財について

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/2/2/658.html

[2] てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想 ※P22

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/9/ecotourism2.pdf>

[3] 令和3年度「弟子屈町の教育」 ※P33 文化財について

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/12/R3teshikagacyo_no_kyoiku.pdf

② 地域の行事（祭り等）の保存に努めていること

A

(評価) ● アイヌ古式舞踊

平成4年（1992年）アイヌ文化の保存・伝承・継承活動を目的とした「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ文化保存会」が発足、町の補助対象となっている。

● 鑑別獅子舞（とうべつししまい）、仁多獅子舞（にたししまい）。

弟子屈町内には、富山県由来と伝承される鑑別・仁多の2種類の獅子舞が継承されている。いずれも担い手不足により一時休止、断絶の危機に見舞われたが、保存会を設立し、定期総会、練習、曲の復元などに努めている。

※いずれも教育委員会へのヒアリングより

- (評価) ● 2020年「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、弟子屈町として「アイヌ施策推進地域計画」を策定し、内閣総理大臣より認定された。
- 町が推進する事業等を検討するため「アイヌ文化等振興事業計画策定町民委員会」を設置した。
- 町営の「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民族資料館」を運営し、ホームページやパンフレットなどにより広報活動を行っている。[4]
- 町民を対象とした公民館講座や、学校教育の場でアイヌ文化に関する講座を開き、文化に対する理解促進に努めている。
- ・ 2022年度は、2023年2月に「アイヌ文様刺しゅう体験講座」を2回開催 [5]
 - ・ 2022年11月には観光商工課にて「町民モニターツアー」を開催し、アイヌ文様木皿彫り体験を実施
- 1983年、弟子屈町文化奨励賞の第1回目に「仁多獅子舞保存会」及び「鑑別獅子舞保存会」を選定
- 仁多獅子舞保存会への参加を、弟子屈町公式ホームページにて呼びかけしている。[6]
- 子屈町総合文化祭で、鑑別獅子舞及びアイヌ舞踊の発表の場を設けている。[7]
- 獅子舞は、弟子屈神社祭り等、町内の祭事にて発表の場を設けている。
- (根拠) [4] 弟子屈町公式ホームページ 屈斜路コタンアイヌ民族資料館
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/1/2/704.html
- [5] 弟子屈町公民館講座「アイヌ文様刺しゅう体験講座」
<https://domingo.ne.jp/event/35123>
- [6] 弟子屈町公式ホームページ 仁多獅子舞保存会 参加の呼びかけ
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/2/2/657.html
- [7] 弟子屈町総合文化祭の演目紹介（広報てしかが 2019年10月号）
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/8/201910p16-17.pdf>

Next Step

- 観光振興計画 C-AP2「展示施設の適切な管理」に記載の各アクションを実施

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

郷土料理やその土地ならではの技術、技能なども含まれるため、観光利用における機会、課題、リスクなどを探ることが望ましい。継承されるべきものであれば、それに対する教育や管理がされていること。

C4 地域住民のアクセス権

地域住民の自然、文化的な場所や公共スペースへのアクセスのしやすさについて調査していること

達成度判定

N/A

【項目】

① 問題が生じている場合、対応策が講じられていること

N/A

(評価) ● 現在のところ、問題は生じていない

- 摩周湖や硫黄山への立ち入りに際し、町民は駐車料金が無料（5月と8月を除く）になるなど、アクセスのしやすさに対する配慮がある

Next Step

- 引き続き、問題が生じていないかを確認する。

【アドバイザーからのコメント】（高山）

例えば釧路川流域チャシ跡群は点在しているが、砦、祭祀の場、見張り場など多目的な用途で使われていたとされており、国の史跡に指定されている。観光として活用される場合は、アイヌからの視点からも配慮されているようにすることが望ましい。

C5 知的財産

地域及び個人の知的財産権を保護する規制や取組があること

達成度判定

E

2022
E

【項目】

① 保護対象とする知的財産のリストがあること

E

- (評価)
- 弟子屈町として知的財産のリストは作っていない。
 - 商標のうち、摩周ルビーについては町の財務システムに入力しているが、その他の商標登録の入力はなく、リスト化されたものはない。

(※2023年3月 まちづくり政策課 三上補佐に確認)

Next Step

- 知的財産のリストを作成する。

※参考資料：アイヌ文化を活かした景観デザインの手引き（環境省）

<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/akan5.pdf>

SECTION C : Cultural sustainability 文化的サステナビリティ

C(b) Visiting cultural sites 文化的場所への訪問

C6 文化遺産における旅行者の管理 旅行者の行動を管理する体制があること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

①	旅行者の流れを把握していること (評価) ● 水のカムイ観光圏調査データにより、旅行者の交通手段を把握 ● 硫黄山では駐車台数を把握 ※冬季を除く	A
②	観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握していること (評価) 観光が要因となっている道路渋滞は生じていない	N/A
③	観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握していること (評価) 観光地に至る公共交通機関における混雑は発生していない	N/A
④	地域における混雑に関する課題を調査により把握していること (評価) 混雑に関する課題は生じていない	N/A
⑤	課題が生じている場合、対応策を講じていること (混雑対策) (評価) 課題は生じていない	N/A

Next Step

- 旅行者の流れを継続的に把握し、混雑状況についても夏の繁忙期に調査を行う

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

例えばアイヌ民族にとって観光客が訪れることに繊細に感じる信仰や先祖からの継承されている地など文化的場所がある場合、流れを把握し、インパクトが出ないように管理するものである。課題が生じていないのであれば、想定はしておきながらも対応策は取らないことができる。

C7 文化遺産における旅行者のふるまい

特に配慮が必要とされる場所における旅行者のふるまいについて、地域住民の声を反映した行動規範がリストアップされ、旅行者に向けて周知されていること

達成度判定

D

2022
E

【項目】

① 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨していること（マナー啓発）

B

- （評価）
- 環境省パンフレット「阿寒摩周国立公園」内で、旅行者に向けたルールの周知を行っている（P21）。[1]
 - 川湯ビジターセンターにおいて、フィールド探訪の心得を掲示している。
 - 川湯ビジターセンターでは来館者へマナーについて周知し、SNS投稿などを通じた呼びかけも行っている。[2]
 - 摩周屈斜路トレイルのホームページ内において、ハイカーが守るべきルールについて定めている。[3]

（根拠） [1] 環境省パンフレット「阿寒摩周国立公園」

<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/akan1.pdf>

[2] 川湯VCによるSNS

https://www.instagram.com/kawayu_emc/

[3] 摩周屈斜路トレイルホームページ（ハイカーが守るべき8つのルール）

<https://mashukussharotrail.jp/rule/>

[4] てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/3/ecotourism.html>

② 問題が生じている場合、対策を講じていること（マナー違反对策）

N/A

（評価） 特に問題は生じていないと考えられる。

③ ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修があること

D

- （評価）
- 現在のところ該当する研修はない。
 - 2023年度、えこまちエコツーリズム推進部会で開催予定の「スキルアップ講習会」で、マナー啓発促進についての講習開催を検討

Next Step

- 看板や掲示に、推奨されるポジティブな行動について併記する。

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

責任ある旅行者になってもらうため、行動を規制するだけでなく、地域によってウエルカムな来訪者の行動例などを用いて分かりやすくする。また看板などを掲げる場合は自然や景観に配慮しているものを用いる。

C8 観光資源の解説

観光地において、解説を含む適切な情報が提供されていること

達成度判定

C

2022
E

【項目】

① 解説は、地域のストーリーとして地域住民と協力して作成されていること A

- (評価) ● 屈斜路コタンアイヌ民族資料館では、地域に在住するアイヌの方が常駐し、必要に応じ解説を行っている。
- 解説を掲示している「川湯ビジターセンター」では、川湯温泉、摩周湖、硫黄山などにまつわる地域のストーリーを地域住民とともに作成し、発信している。
- 摩周・屈斜路トレイルを管理する「NPO法人てしかがトレイルクラブ」では、2023年中に池の湯と仁伏に、地域のストーリーを伝える看板を設置予定。

② 解説文は、旅行者に適した言語で伝えられていること A

- (評価) ● 川湯エコミュージアムセンターの解説文は、多言語で発信されている。
- 地域観光資源の多言語解説整備支援事業を活用し、多言語での情報発信を強化した。
- [1]
- 2023年に摩周・屈斜路トレイルに設置予定の、地域のストーリーを伝える看板は、2か国語で書かれている。

(根拠) [1] 多言語解説整備支援事業 (観光庁)

・令和元年度:

目次 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/content/001417186.pdf> ※P97-103本文 <https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/content/001341447.pdf> ※P25-273・平成30年度: <https://www.mlit.go.jp/common/001281953.pdf> ※P3

③ 解説内容を活用しているツアーガイドの研修があること C

- (評価) ● 2023年に、摩周・屈斜路トレイルに地域のストーリーを伝える看板を設置予定であり、設置後には看板に関するガイド研修を実施する予定である。

Next Step

- 地域のストーリーを学ぶガイド研修の実施 (スキルアップ講習会など)

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

地域在住のガイド研修だけではなく、観光に訪れるバスガイド、通訳ガイドなども対象に適切な情報が提供されることを確固とするために、研修を実施することが望ましい。

D1 自然遺産

自然遺産の保護に関する計画や規制等があること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 自然遺産のリストがあること

A

- (評価)
- 弟子屈町の65%が阿寒摩周国立公園に位置している。
 - てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想（R2改訂）P8～21「2.対象となる自然観光資源等」にて地域の自然資源をリストアップしている。
 - JSTS-Dの考え方では「自然遺産とは世界自然遺産、国立公園等だけではなく、地域として守っていききたい自然をリストアップすること」とある。
 - 弟子屈町観光振興計画において、自然資源は全体構想のリストを採用すると明記している
 - 2020年、全体構想を書き換え、硫黄山の噴気孔を「特定自然観光資源」に指定し、立入り制限をかけている

Next Step

● 記載事項の定期的な見直し

【アドバイザーからのコメント】

地域として守っていききたい自然もリスト化されるべきであるが、脆弱な環境にあるかどうかを確認の上、硫黄山以外の場所についても保護に関する計画や規制等を検討することが望ましい。

D2 自然遺産における旅行者の管理

旅行者の行動を管理する体制があること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

①	旅行者の流れを把握していること	B
<p>(評価) ●水のカムイ観光圏調査データにより、旅行者の交通手段を把握 ●摩周湖では駐車台数を把握 ※冬季を除く</p>		
②	観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握していること	N/A
<p>(評価) 観光が要因となっている道路渋滞は発生していない。</p>		
③	観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握していること	N/A
<p>(評価) 観光地に至る公共交通機関において混雑は生じていない。</p>		
④	地域における混雑に関する課題を調査により把握していること	B
<p>(評価) ●ほとんどのエリアにおいては混雑に関する問題は生じていないが、一部のエリアについてはピーク時に局所的な混雑が見られる。 (環境省は、地域からの報告・ガイド事業者へのヒアリング・環境省施設からの報告・巡視により、これらの問題を把握) ●混雑に関する課題が生じているエリアは以下の通り ・9月頃の和琴半島周辺 特にロータリー、水辺、駐車場に局所的な混雑が見られる。水辺を、SUPやカヌーなどのパドル利用アクティビティと、釣り人、子ども達の遊び場として共用していることにより、事故の危険性もある。 ・8月頃の砂湯周辺も混雑が見られるが、課題の有無までは確認できなかった。</p>		
⑤	課題が生じている場合、対応策を講じていること (混雑対策)	B
<p>(評価) ●和琴周辺の課題については、和琴半島再整備計画の策定を目標に、住民との意見交換会(勉強会)を月に1回程度開催している。 ●和琴半島の使い方のルールを定めた。具体的にはゾーニングを行い、利用エリアを目的別に分ける。 ●ルールは、2022年度中にルールブックを制作中で、印刷後には配布して注意喚起を行う。(ルールブックは「SUPやカヌー利用者向け」「小中学生向け」「釣りの利用者向け」の3冊を制作、2023年3月完成予定)。 ●他に、エリアのゾーニングに関する看板等も設置する。 ●ロータリーや駐車場に関する具体策は現在検討中で、2023年度中に対応策を決定し、実施する予定である。 ※2023年3月 環境省阿寒摩周国立公園管理事務所 和田管理官へヒアリング</p>		

Next Step

- 夏の繁忙時期の主要景勝地における混雑に関する調査の実施

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

ピーク時に局所的に混雑することもあり、またSNSで今まで観光資産でなかった景色の良い自然のある場所が発信され、来訪者が増えることもある。来訪者の行動範囲を知り、管理する体制が必要。

D3 自然遺産における旅行者のふるまい

特に配慮が必要とされる場所における旅行者のふるまいについて、行動規範がリストアップされ、旅行者に向けて周知されていること

達成度判定

D

2022
E

【項目】

① 旅行者に向けて、ポジティブな行動を推奨していること（マナー啓発）

B

- （評価）
- 環境省パンフレット「阿寒摩周国立公園」内で、旅行者に向けたルールの周知を行っている（P21）。[1]
 - 川湯ビジターセンターにおいて、フィールド探訪の心得を掲示している。
 - 川湯ビジターセンターでは来館者へマナーについて周知し、SNS投稿などを通じた呼びかけも行っている。[2]
 - 摩周屈斜路トレイルのホームページ内において、ハイカーが守るべきルールについて定めている。[3]

（根拠） [1] 環境省パンフレット「阿寒摩周国立公園」

<http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/akan1.pdf>

[2] 川湯VCによるSNS

https://www.instagram.com/kawayu_emc/

[3] 摩周屈斜路トレイルホームページ（ハイカーが守るべき7つのルール）

<https://mashukussharotrail.jp/rule/>

② 問題が生じている場合、対策を講じていること（マナー違反对策）

C

- （評価）
- てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想に基づくモニタリングにより、フィールドの状態は把握されている。（「エコツーリズム推進全体構想」P.34-36）
 - 源流域ネットワークでは川の、てしかがトレイルクラブではトレイルの、ゴミ拾いをそれぞれ行っている。
 - マナー違反があった場合の対策までは講じられていない。

③ ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための研修があること

D

- （評価）
- 現在のところ該当する研修はない。
 - 2023年度、えこまちエコツーリズム推進部会で開催予定の「スキルアップ講習会」で、マナー啓発促進についての講習開催を検討

Next Step

- 「責任ある旅行者のために」のような、旅行者に対する冊子の発行
- 公式HP「弟子屈なび」等でのルールに関する周知
- モニタリングの着実な時刻と、報告体系及び記録先の見直し

【アドバイザーからのコメント】

観光に訪れるバスガイド、通訳ガイドなども対象に適切な情報が提供され、自然に配慮した行動をとることを確固とするために、研修を実施することが望ましい。

D4 生態系の維持

生息・生育地、野生生物、生態系を保護し、外来種の侵入を防ぐための体制を整えていること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 脆弱で絶滅が危惧される野生生物やその生息・営巣地・生育地の一覧が作成されていること

A

- (評価) ● 絶滅が危惧される野生生物については、北海道レッドリストに掲載されている。[1]
● 弟子屈町内に生息する野生生物については、てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想に掲載されている。

(根拠) [1] 北海道レッドリスト

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/rdb/listkentou.html>

② 環境への影響の調査を行い、生態系、野生生物を保護する取組があること

A

- (評価) ● てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想によって定められた定期モニタリングを実施している。
● 摩周屈斜路パークボランティアにより、調査や保護活動を実施している。(2022年度の活動)
・アカエゾマツの森ササ刈り、看板制作と設置
・和琴半島散策路へ、植生保護のためのロープ張り
・藻琴山散策路 ロープ整備と植物調査
・北海道フラワーソン（北海道内の野花の一斉調査）
・外来種駆除活動（オオハンゴンソウ、アメリカオニアザミ）

(根拠) [2] 摩周屈斜路パークボランティア

<https://www.kawayu-eco-museum.com/parkvolunteer/>

③ 外来種に関するリストを作成し、侵入を防ぐための体制があること

A

- (評価) ● 北海道ブルーリストによって、外来種が指定されている。[3]
● 環境省 特定外来生物防除推進普及啓発DVD「特定外来生物の分布拡大防止に向けて」～北海道の現状と防除の取り組み（道東編）について [4]
● 川湯ビジターセンターはホームページで外来種関連情報を紹介している。[5]
● てしかがトレイルクラブによる外来種の駆除活動が実施されている。[6]

(根拠) [[3] 北海道ブルーリスト

<http://bluelist.pref.hokkaido.lg.jp/uploadfiles/hokkaido-bluelist2010.pdf>

[4] 環境省 特定外来生物防除推進普及啓発DVD

http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/wildlife/mat/m_1_2.html

[5] 川湯ビジターセンターホームページ

<https://www.kawayu-eco-museum.com/nonnativespecies/>

[6] てしかがトレイルクラブによる外来種駆除活動

（右図参照：弟子屈町役場と共同で実施）

※2022年度はオオハンゴンソウ680kgを駆除



Next Step

- 外来種駆除活動に旅行者がかかわるための取り組みを実施
- エコツーリズム推進全体構想の中に、町内に生息する絶滅危惧種のリストを掲載する

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

リスト化されたものは確認できるが、来訪者向けに持ち込ませない、拡げない行動に対する管理をすることが望ましい。

D5 野生生物の保護

野生生物の保護、採取、捕獲、展示、販売を管理する基準や規則があること

達成度判定

A

2022
A**【項目】****① 野生生物の保護等に関して観察、餌付け等に関する規則があること**

A

(評価) ● 阿寒国立公園川湯地域管理計画書

・ P41 野生動物の餌付けを行わないよう利用者への啓発を図る

● てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想

・ P22 「自然環境の保護に関するルール」により、野生生物との関わり方、観察時に配慮すべきこと、エサを与えないことなどが定められている。

● 川湯ビジターセンターにおいて、フィールド探訪の心得として、野生生物の観察や餌付けに関する注意喚起を行っている。

Next Step

- 定められたルールの積極的な周知
(旅行者へ向けたパンフレットやホームページでの告知など)

D6 動物福祉

認可され適切に配置された人員による正規の事業活動以外、野生種は入手、飼育、捕獲されず、全ての野生動物及び家畜の飼育と扱いは、動物福祉に対応していること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

① 観光事業者とガイドに対して、法律、規制及びガイドラインを周知していること

B

- (評価) ● 阿寒国立公園川湯地域管理計画書において、野生動物との共生や、ペットの持ち込みについて定められている。※P41
- 「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」が制定されている。[1]
- 「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想」では、弟子屈町に生息する動植物及びそれらの生息地について、悪影響を与えないよう配慮することを求めている。※P8-16
- 犬猫の飼い方については、町ホームページにて守るべきことを周知している。[2]
- 全体構想は観光事業者とガイドに対して周知しているが、条例についての周知は確認されなかった。

(根拠) [1] 北海道動物の愛護及び管理に関する条例

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/aigo/jyoureigaiyou.html>

[2] 犬を飼うには

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/5/507.html>

Next Step

- 観光事業者及び旅行者に対し、野生生物との関わりについての周知を行う

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

野生生物、また家畜などが観光の一部となっていると想定されるため、動物福祉の観点から愛護と適切な管理をする必要がある。警察の情報では鹿の事故も件数が掲載されている。ケガをしている動物の治療や保護にも対象を拡大し、対応していることが望ましい。

D7 省エネルギー

観光地域におけるエネルギー消費量の削減と効率性の改善及び再生可能エネルギーの使用について目標値を定めていること

達成度判定

B

2022
E

【項目】

① エネルギー消費量を定期的にモニタリングし、削減するための取組があること B

- (評価) ● エネルギー消費量のモニタリングは、2022年度に行われた「弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務」において実施された。[1]
(単年度事業であるため、継続的なモニタリングではない)
● 暖房用の温泉エネルギーについては「おゆれこ」システムを導入し、モニタリングを行っている。[2]

- (根拠) [1] 弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務 仕様書
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/9/03_shiyosyo.pdf
[2] おゆれこ
https://www.gsct.co.jp/index/pdf/monitoring_oyureco_20201001.pdf

② 化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギーの使用を促進する政策や取組があること A

- (評価) ● 弟子屈町温暖化対策実行計画（区域施策編 案）
・ P35「事業者の役割」「太陽光発電、地熱・温泉熱、木質バイオマスなどの導入を検討します。」
他、省エネルギー設備の導入を奨励している。
P34「町民の役割」
家庭用太陽光発電装置の導入や、温泉熱、木質バイオマスの利用を検討し、省エネ家電等への買い替えを奨励している。
● 地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」マスタープラン
● 弟子屈町観光振興計画 P37 D>AP5「脱炭素に向けた取り組み」
● 宿泊施設向けのサステナブル研修会（2023年2月24日）において、再生可能エネルギーへの転換を促した。
● 2022年度「再生可能エネルギー導入目標策定業務」において、再生可能エネルギー導入に向けた現状把握及び目標策定に向けた調査を実施した。

- (根拠) 地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankoshokoka/1/1/geothermal/2909.htm>
地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」マスタープラン
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/9/geo_master_plan.pdf

Next Step

- エネルギー消費量のモニタリングと調査結果の公表
- 主要な公共施設における省エネ診断の実施
(専門家派遣による診断は無料で受けられる)

【アドバイザーからのコメント】

ソーラーパネルや風力、地熱など再生エネルギーに資する場合、景観や住民を含んだ生物への影響を加味した検討をし、事業者や来訪者にも省エネを促す研修や周知を行っていること。省エネは経済的にも効果があることをアピールするなど、インセンティブを分かりやすくすること。また温暖化に直接関係し、住民にリスクがあることなど脅威も共有することが望ましい。

D8 水資源の管理

水資源の使用量の測定、監視、削減を行う、事業者向けの取組があること

達成度判定

E

2022
E

【項目】

① 事業者が節水に努めていること

E

- (評価) ● 事業者の水の使用量は水道メーターの検針により把握しているが、節水への呼びかけ等は行われていない。
 ※R5年3月 水道課 羽田係長ヒアリング
- 漏水などにより水が無駄になることがないよう、提供元で管理されている。
 - 持続的に水道を供給できるよう「弟子屈町水道事業経営戦略」がR2年に策定されたが、節水につながる取り組みについては言及されていない。[1]

(根拠) [1] 弟子屈町水道事業経営戦略

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/10/suido_keiseistrategy.pdf

Next Step

- 居住者の1人当たりの水使用量に対する、観光客1人当たりの水使用量を調査する

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

マイボトル持参は旅行者だけでなく、住民に対してもその割合を高めるために努力することが望ましい。

D9 水質

飲用、レクリエーションに利用する水の質は、（条例、基準などに沿って）継続的にモニタリングされていること

達成度判定

C

2022
C

【項目】

① 水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制があること

A

- (評価) ● 弟子屈町で供給される水道水については「弟子屈町水道水質検査計画」に基づき、定期的にモニタリングを行っている。
● 同計画により、水質に問題があれば、早急に対応できる体制がとられている。[1]
● 同計画に基づき水質検査を定期的に行い、結果については町ホームページにおいて公開している。[2][3]

- (根拠) [1] 令和3年度 弟子屈町水道水質検査計画（R4年度の計画は策定しているものの未発表）
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/10/USB-6567.pdf>
[2] 令和4年度 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/1/504.html>
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/6/R4_01_31_ippai.pdf
※4/6ページ：最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の結果等
[3] 令和4年度の水質検査結果について
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/suidoka/2/454.html>
<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/10/USB1026-.pdf>

② 使い捨てペットボトルの飲用水の利用から転換を促す、地域における飲料水の水質に関する旅行者向けの情報があること

C

- (評価) ● 現在のところ該当する情報提供は行われていないが、準備中である。

Next Step

- 旅行者に向けて、マイボトル持参を促す情報の提供を行う（併せて、ウォーターサーバーの設置箇所を増やす）
- 協力事業者を増やす取り組みを進める

【アドバイザーからのコメント】

給水ポイントを掲示することは大切であるが、既存の商店や観光事業者に協力を乞うことがまずのステップと思われる。地域全体で、マイボトルを持ち歩く文化を醸成し、水を汲みやすい環境を作っていくことが重要である。



情報提供の一例 ▲
(町内の給水ポイントマップ)

D10 排水

浄化槽や排水処理に関して、定期的にモニタリングしていること

達成度判定

B

2022
C

【項目】

① 浄化槽等の立地、維持管理、検査について、規則や条例、ガイドラインがあること

A

- (評価) ● 生活排水の処理については「弟子屈町生活排水処理基本計画」において定められている。
P10～13 町内においては、下水道事業計画区域（下水道が敷設された地域）は下水道接続を、それ以外の区域において浄化槽設置を推奨している。
- 浄化槽設置に関しては「浄化槽法」に則って設置、管理を行っている。

② 効果的に処理・再利用する観光事業者を支援する取組があること

A

- (評価) ● 合併処理浄化槽設置整備事業（浄化槽設置に対する補助制度）があり、下水道の敷設されていない地域にある事業者及び住宅を対象に、浄化槽の設置を促進している。[1]
- (根拠) [1] 合併処理浄化槽設置整備事業
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/suidoka/1_1/559.html

③ 排水による地域住民と環境への悪影響を最小にする取組があること

B

- (評価) ● 市街地においては下水道処理を実施している。
● 環境への影響を最小限にするため、砂湯に設置している公衆トイレでは高度処理技術を採用している。[2]
● 広報誌において、下水道接続または合併浄化槽設置のお願いを掲載している（2023年3月）。[3]
- (根拠) [2] フジクリーン
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2303_4-5.pdf
[3] 広報てしかが 2023年3月号
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/1/2303_4-5.pdf

Next Step

- 弟子屈町観光振興計画 アクションプランD-7「水質向上のための取り組み」に記載の各アクションの着実な実行

【アドバイザーからのコメント】

古い民家など単独浄化槽利用の状況を把握し、合併浄化槽への一層の転換を促す。環境に負荷をかけない排水のあり方についても周知が必要（生分解性石けんの使用を奨励する、油を流さないなど）。また、これらの取り組みが事業者を含む地域全体で実施されることが望ましい。

D11 廃棄物

廃棄物処理状況をモニタリングしていること

達成度判定

D

2022

D

【項目】

① 廃棄物削減や再利用、リサイクルに関する観光事業者向けの取組があること D

- (評価) ● 「自然の番人宣言」を行い、町内各事業所に宣言を呼びかけ、ゴミを減らす運動を行っている。[1]
- 再利用やリサイクルに関する、すべての観光事業者を対象とした取組は行われていない。※2023年2月に宿泊事業者向けに「サステナブル研修会」を開催しているが、全事業者を対象としたものではない。
- 2022年より、道の駅摩周温泉において、旅行者のゴミのポイ捨てを減らすため、ごみ袋の販売とゴミ回収を行っている。

(根拠) [1] 自然の番人宣言

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/2/885.html>

② 再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全が確保されていること A

- (評価) ● 弟子屈町一般廃棄物処理基本計画において、廃棄物の最終処分について定められている。
- 埋め立て処分を行う美留和処理場では、周辺環境に関する調査を定期的に行い、調査結果は弟子屈町HPにおいて公開されている。

(根拠) 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kankyoseikatsuka/1/1/504.html>
令和4年度産業廃棄物処理施設の維持管理状況https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/6/R4_01_30_sanpai.pdf

Next Step

- 観光振興計アクションプランD-6「廃棄物やプラスチックの使用を削減する」に基づく各アクションプランの着実な実行
 - ・旅行者のゴミを回収するシステムの構築
 - ・フードロス削減への取り組み
- 観光事業者を対象とした研修会の開催

【アドバイザーからのコメント】

ここでの焦点は事業者が取り組むことであり、今後は取組んでいる事業者数や排出量などを調査、公表することが求められる。

D12 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和

事業者が、温室効果ガスの排出量をモニタリングし、排出量を削減する取組があること

達成度判定

A

2022
A

【項目】

① 温室効果ガスの排出量をモニタリングし削減する取組があること

A

(評価) ● 弟子屈町温暖化対策実行計画

- ・ 弟子屈町の部門別二酸化炭素排出量の排出状況（区域施策編 P25）
- ・ 温室効果ガスの排出量を削減するための取組を定めている。

- 弟子屈町環境基本条例により、環境負荷への軽減が求められている。[1]

(根拠) [1] 弟子屈町環境基本条例

<https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/material/files/group/6/2009-0330-1111.pdf>

Next Step

- 温暖化対策実行計画で定められた取り組みの着実な実行
- 旅行者にも使えるカーボンオフセットの仕組みの構築

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

北海道は全国平均でも冬季の暖房など化石燃料の使用が多い他、室温の設定温度なども高いと一般的に言われている。計画や予定は比較的簡単に設定できる反面、実行に移すこと、またそのプロセスでの学びが重要である。人口減少に反して使用量が増加、またインバウンドが戻るとさらに増加することを考えると根本的に電源構成を見直す必要に直面していると思われる。また、最終的にはオフセットされるというところまで、アクション項目に入れることが望ましい。

D13 環境負荷の小さい交通

域内における環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがあること

達成度判定

B

2022
B

【項目】

①

地域内での徒歩や自転車での移動の奨励と安全確保を行っていること

B

- (評価)
- 国立公園満喫プロジェクトにおいては、「トレイルネットワーク構想」に基づき、ひがし北海道の3空港（女満別・釧路・中標津）を結ぶロングトレイルの整備を進めている。
 - 観光振興計画においては、JR釧網線の利活用を促進している。
 - 観光振興計画においては、環境負荷の少ない交通の整備を目的に、下記の取り組み方針を策定している。
 - ・チョコモやレンタサイクルなど環境負荷の少ない新モビリティの普及啓発
 - ・ロングトレイルの整備
 - 2022年度には、上記計画に基づき摩周湖観光協会によるレンタサイクル実証実験が行われた。
 - 域内での移動に使用するチョコモ（電気走る超小型自動車）の供用を開始
 - サイクリング促進のため、サイクルスタンドを町内全ての施設及び店舗、宿泊施設に整備している。
 - トレイルの整備は、弟子屈町よりNPO法人てしかがトレイルクラブに委託し実施することで、安全の確保を実現している。

②

モビリティの活用に関して、低炭素自動車の導入等により環境に配慮していること

A

- (評価)
- 弟子屈町役場では公用車に電気自動車を導入している。
 - 電気自動車及び燃料電池車での移動を推奨するため、町内の主要景勝地である「摩周湖第一展望台」及び「硫黄山」の駐車料金を当該自動車に限り無料としている。
 - 観光振興計画においては、環境負荷の少ない交通の整備を目的に、下記の取り組み方針を策定している。
 - ・チョコモやレンタサイクルなど環境負荷の少ない新モビリティの普及啓発
 - ・硫黄山や摩周湖でのマイカー規制実験の実施
 - ・電気自動車の充電場所の充実（現在は1箇所）
 - 弟子屈町温暖化対策実行計画においては、国の方針に則り、下記の施策を掲げている。
 - ・低燃費車の導入の推進（P32）
 - ・燃費基準達成車への買い替えの推進（P33）
 - 「摩周・屈斜路 周遊バスきっぷ」水質や緑を守るため、CO2を削減することを目的に継続している事業。収益の一部はカーボンオフセットマネーとして、緑化推進事業（植樹活動等）に活用している。
 - 域内での移動に使用するチョコモ（電気走る超小型自動車）の供用を開始
 - 電気自動車及び燃料電池車での移動を推奨するため、町内の主要景勝地である「摩周湖第一展望台」及び「硫黄山」の駐車料金を当該自動車に限り無料としている。

Next Step

- サイクリング利用者に配慮した道路補修要請の実施（安全の確保）
- レンタサイクル事業の継続

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

北海道電力に契約をしている場合、CO₂排出係数（調整後排出係数） 0.549 kg-CO₂/kWhと化石燃料での発電に依存していることから、災害時の電源確保と環境保全の両面で、再生可能エネルギーを導入する必要性は大きい。よって使用の削減や小規模の太陽光など事業者や住宅への導入を促すことが望ましい。公用車のハイブリッド車やEV車なども電池を充電するのは化石燃料を燃やして電化されたものであり、間接的にCO₂を排出している。結果的には徒歩や充電式でない自転車の利用の方が地球環境には優しいことを理解する必要がある。

D14 光害

光害を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン及び支援プログラムがあること

達成度判定

N/A

【項目】

① 光害が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること

N/A

(評価) ● 町内において光害は発生していないと考えられる。

Next Step

- 夜空の暗さの測定と、測定値の公表
- 光を使ったイベントを長期にわたって実施する場合などは、自然環境に影響を与えていないか確認する

【アドバイザーからのコメント】 (再掲)

光害調査はとても有効である。R3年に環境省「光害対策ガイドライン」(令和3年3月改訂版)が公表されている。<https://www.env.go.jp/press/109341.html>

D15 騒音

騒音を最小限に抑える取組並びに事業者向けのガイドライン及び支援プログラムがあること

達成度判定

N/A

【項目】

①	騒音問題が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること	N/A
---	-----------------------------------	-----

(評価) ● 町内において騒音問題は発生していないと考えられる。

Next Step

- 弟子屈町内の主要観光地をモニタリングスポットに制定し、混雑する時期に騒音測定を実施（道の駅、川湯温泉市街地等を想定）

【アドバイザーからのコメント】（再掲）

ツアーガイドが拡声器などを使っている、夜行便で到着の観光客がスーツケースの音を住宅街でたてるなども騒音の対象範囲となりうる。